

千葉市文化ホールの管理に関する協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）との間で平成31年4月1日付けをもって締結した「千葉市文化ホールの管理に関する協定書」について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

(1) 指定管理料（基本協定書第48条第1項に規定するZの金額を除く）

原 協 定	金102,401,000円
変 更 後	金106,209,685円
増 額	金 3,808,685円

(2) 1回当たりの委託料の支払額

原 協 定

平成31年4月	金8,533,424円
令和元年5月～令和2年3月	金8,533,416円

変 更 後

平成31年4月	金8,533,424円
令和元年5月～令和2年2月	金8,533,416円
令和2年3月	金12,342,101円

2 変更理由

令和2年2月1日から同年3月31日の間の利用分について、利用者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として施設の利用を中止した場合に、甲の要請で、乙が利用者へ利用料金の全額返還を行ったことにより、甲からの返還要請がなければ本来返還する必要がなかった利用料金を収入できなくなったため、甲からの返還要請がなければ本来返還する必要がなかった利用料金収入の減収分について、指定管理料を変更する。

また、令和2年3月3日から同年3月31日の間の開館期間における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う利用者の減少による利用料金収入の減収分と利用者の減少により不用となった経費等との差額の100分の80について、指定管理料を変更する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人



乙 ちばアートウインド運営企業体

構成員（代表企業）

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

Fun Space株式会社

代表取締役 鈴木 茂



構成員

東京都中央区新富2丁目8番1号

株式会社パシフィックアートセンター

代表取締役 村山 研一



構成員

千葉市花見川区幕張本郷1丁目3番33号

株式会社千葉共立

代表取締役 武井 幸也



構成員

東京都港区北青山3丁目5番12号

青山クリスタルビル4階

株式会社ハンズオン・エンタテインメント

代表取締役 菊地 哲 榮



構成員

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号

株式会社オーチャー

代表取締役 片野 忠彦

